

資料提供
令和8年7月10日
課 名：食品生活衛生課
担 当 者：大原
内 線：3102
直通電話：082-513-3104

食中毒の発生について（尾道市）

1 概 要

令和8年7月6日（月）10時頃、尾道市内在住の住民から東部保健所に「7月3日（金）に尾道市内の飲食店を利用したが、同じグループの複数名が下痢・嘔吐等の症状を呈している。」旨の報告があった。

調査の結果、7月3日夜に、当該施設を利用した1グループ9名中7名が下痢・嘔吐等の症状を呈していることが判明した。

有症者の共通食は当該施設での食事に限られていること、有症者検便よりカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと及び診察した医師から食中毒患者等届出票が提出されたことから、同保健所は当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と判断し、本日16時45分に当該施設に対する営業禁止処分を行った。

なお、当該施設は7月6日（月）から、原因となった施設の使用を自粛している。

2 発症日時 令和8年7月4日（土）12時（最初の患者の発症日時）

3 有症者数等 7名（男2名、女5名）（20歳代～60歳代）
入院者なし

4 主 症 状 下痢、腹痛、発熱、嘔吐

5 原因施設

- (1) 名 称 骨付き鶏 がぶり（ほねつきどり がぶり）
- (2) 営 業 者 山脇 護（やまわき まもる）
- (3) 業 種 飲食店営業
- (4) 所 在 地 尾道市久保二丁目14-14

6 原因食品 令和8年7月3日（金）夜に当該施設で提供された食事

7 病因物質 カンピロバクター・ジェジュニ

8 東部保健所の対応

- (1) 有症者等の喫食状況及び健康状況調査
- (2) 施設の立入調査
- (3) 施設の自粛要請（7月6日（月）16時30分）
- (4) 検体（有症者便、調理従事者便）の採取及び検査
- (5) 営業禁止処分（7月10日（金）16時45分）

《 報道機関へのお願い 》

食中毒予防のため、手洗いの徹底、食品の十分な加熱、調理器具類の殺菌消毒について、県民への啓発をお願いします。